

第 3 号 議 案

労働保険事務組合 事務処理規約 一部変更

労働保険事務組合 事務処理規約追加

第 2 章 労働保険関係等事務処理の委託

(労働保険関係等事務の受託)

第 2 条 本事務組合が委託を受けて処理する労働保険等事務は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務を除き、委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）における個人番号等の取扱いを含む。）の一切とする。

第 6 章 会 計

(監査)

第 2 5 条 本組合は、毎年 1 回労働保険及び一般拠出金に掛かる事務処理及び労働保険料等の預り金について別途定める監事等の監査を受けるものとする。

第 7 章 報 告

(総会等の報告)

第 2 6 条 本事務組合は、毎年 1 回一般社団法人 江戸川北青色申告会の総会等の議決機関において労働保険料等その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

第 8 章 番 号 法

(安全管理措置)

第 2 7 条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務等は、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報保護委員会作成）等の規定による基本方針、特定個人情報に関する取扱規程等を整備し、特定個人情報等の取扱い(取得、利用、保存、提供、削除、廃棄等)について必要かつ適切な安全管理措置を講ずるものとする。